第一章　総則

（削る。）

第一条　（削る。）

（削る。）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

2　この省令の適用については、次の各号に掲げる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。

一　ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フィリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域　太平洋の海域

二　マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラッカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域　インド洋の海域

三　アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域　大西洋の海域

（削る。）

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において「沖合底びき網漁業」、「以西底びき網漁業」、「遠洋底びき網漁業」、「大中型まき網漁業」、「大型捕鯨業」、「小型捕鯨業」、「母船式捕鯨業」、「遠洋かつお・まぐろ漁業」、「近海かつお・まぐろ漁業」、「中型さけ・ます流し網漁業」、「北太平洋さんま漁業」、「日本海べにずわいがに漁業」又は「いか釣り漁業」とは、それぞれ漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号。以下「令」という。）第一項第一号から第十三号までに掲げる漁業をいう。

2　この省令において「母船式漁業」、「母船」又は「独航船等」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第一項に規定する母船式漁業、母船又は独航船等をいう。

3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

4　この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、フィリピン海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（母船式漁業における独航船等）

第二条　法第五十二条第一項の農林水産省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一　独航船

二　とう載漁船（母船と一体となつて漁ろうに従事する動力漁船であつて、当該漁ろう中を除き、通常、母船にとう載されているものをいう。）

（提出書類の経由機関）

第三条　この省令の規定（第二十四条第二項及び第二十八条の規定を除く。）により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第七号までに掲げるものにあつては住所地（二以上ある場合には、主たる住所地）を、第八号から第十号までに掲げるものにあつては漁業根拠地（当該漁業を営む者が当該漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいう。）（二以上ある場合には、主たる漁業根拠地）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

一　遠洋底びき網漁業に関するもの

二　遠洋かつお・まぐろ漁業に関するもの

三　近海かつお・まぐろ漁業に関するもの